村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第1号）

2006年2月16日発行



発行者：下野市議会議員村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

下野市議会第1回臨時会（1月24日～27日）の報告です。

もくじ

下野市議会第1回定例会は**3月8日**から予定されています。詳細は議会事務局にお問い合わせ下さい。（TEL 40-5561）

～おことわり～
市議会議員選挙 4月23日のため、3月定例会の報告書発行と報告会開催が遅くなります。また頑張ろうと準備を始めました。***ぜひご支援をお願いします!!***

下野市が発足しました。

在任特例適用により４月30日までの３か月半の間、市議会議員として活動します。どうぞよろしくお願いいたします。

１月10日の合併後直ちに、職務執行者により下野市運営上不可欠な条例（事務所の位置、職員の給料、使用料など）と予算が専決処分（議会を招集する暇がないので長の権限により決定し、議会には報告する）されました。今回はこれら専決処分されたことの承認と議会としての体制を整えるための臨時会でした。

ステージを背に52名分（欠員2）の議席が並んだ国分寺公民館ホールはなかなか壮観、準備の大変さが窺えました。ステージ上の傍聴席からは見通しが良さそうです。

旧下水道組合事務所が利用できます
無料です （会議室・大会議室・厚生室）
使用日の7日前までに管財課（国分寺庁舎）に申請書を提出、使用時に鍵を借り、使用後返却。
月～木曜日:17:00～21:00
金～日曜日:9:00～21:00
管財課 TEL40-5553

市政にふさわしい議員を送りたい

財団法人市川房枝記念会常務理事 山口みつ子

私は村尾さんの議会便りにいつも感心しています。手作りでカラーもない仕上がりですが、ご本人の謙虚な人柄と知性の表れそのものです。自己宣伝が強い議員が多く見受けられますが村尾さんは淡々と議員活動を伝えています。その活動からいえばプレゼンテーションが地味過ぎるのですが、連続当選できたのは、町民の見識が高く村尾さんへの信頼が厚いのだと思います。今、経済、社会は悪い事件が相次ぎ、政治の信頼も失われています。その信頼が寄せられる議員が町にいるとは羨ましい限りです。町村合併で南河内町も市になりましたが、村尾さんは、市川房枝政治参画センターで10年も政策学習を続けており、転換期の市政に参画する議員にふさわしい人です。

《審議事項》

選挙第１号	議長の選挙	投　票	
2	副議長の選挙	〃	
発議第１号	議会会議規則の制定について	賛成多数	可決
2～4	議会委員会条例･議会事務局設置条例･傍聴規則の制定	全員賛成	〃
5	下野市長の専決処分事項の指定について	〃	〃
6	議会広報特別委員会の設置に関する決議について	〃	〃
選挙3～5号	小山広域保健衛生組合議員･石橋地区消防組合議員 栃木県南公設卸売市場事務組合議員の選挙	指名推薦	
承認第１号	専決処分の承認を求めることについて (下野市役所の位置を定める条例ほか163件の条例制定)	全員賛成	承認
2	専決処分の承認を求めることについて (H17年度下野市一般会計暫定予算外8会計の暫定予算)	〃	〃
3	専決処分の承認を求めること(下野市の指定金融機関)	〃	〃
4	専決処分の承認を求めることについて((ごみ処理に関する事務の下野市から宇都宮市への委託について：石橋地区分)	〃	〃
5～8	専決処分の承認を求めることについて (流域下水道事業に係る石橋地区と宇都宮市に関して)	〃	〃
9～10	専決処分の承認を求めることについて (流域関連公共下水道の上三川町と石橋地区の施設共用)	〃	〃
11～15	専決処分の承認を求めることについて (住民票等の広域交付等に関する事務協定について、 上三川町･宇都宮市･上河内町･河内町･壬生町との協定)	〃	〃
16	専決処分の承認を求めることについて (石橋地区の斎場利用に関する協定)	〃	〃
17	専決処分の承認を求めることについて (小山地区広域行政推進協議会への加入)	〃	〃
18	専決処分の承認を求めることについて (下都賀栃木小山広域視聴覚ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ協議会への加入)	〃	〃
議案第１号	下野市監査委員会事務局設置条例の制定	〃	〃
2～5	新日光市発足のため、関係団体の規約改正	〃	〃

■議会人事

●議長に舘野安光議員(南河内)、副議長に倉井徳勇議員(石橋)　(投票による)

《投票結果》

議長選挙(得票数)	副議長選挙(得票数)
当選　舘野安光議員(28)	当選　倉井徳勇議員(34)
目黒生二議員(17)	長嶺　迅議員(5)
川上英毅議員(4)	
投票数 50、無効 1	投票数 48、無効 9

在任特例による任期は4月30日までのわずか3ヶ月半。議長は、改めて投票するまでもなく、合併前に議長職にあった3人で話し合って決めていただきたいと考え暫時休憩の動議を出した。動議は成立した模様だが、「議会事務調整会議で不調だった」(高山利夫議員)との発言のみで投票へ。現職議長で、と一度は協議したのか!?

●一部事務組合議員は議長による指名推薦で　：合併前議会事務調整会議結果より

小山広域保健衛生組合	海老原新子･菊地 明･目黒民雄 伊沢 剛･大越秀敏･小池勝一	栃木県南公設地方 卸売市場事務組合	篠原吉一
石橋地区消防組合	大塚 洋･髙山 映･井上英治 倉井徳勇･舘野安光		

(敬称略)

●議会推薦農業委員も議長の指名推薦で

議会事務調整会議で「旧町各1名、女性を」と方針決定、各町議会全員協議会で了承の上、人選した。

上野槇子	上川島	S.17生
茂木ミイ	上台	S.12生
熊倉幸子	川中子	S.28生

任期:H18年9月3日（選挙区選出議員の任期満了）まで

（敬称略）

常任委員会は、合併前の議会事務調整会議で委員会数4、構成員は旧町毎に決めるに了承した。で、村尾は経済建設常任委員会所属に。(**議会事務調整会議**:合併前、各3町の議会選出合併協議会委員3名と常任委員長代表2名で構成、議会運営について協議)

■下野市発足と同時に164の条例制定、:議会は報告を受け承認

《主な条例》

●下野市議会議員及び下野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例

公職選挙法第141条·第143条の規定に基づき、選挙自動車使用料·ポスター作成費を市費で負担することとした。選挙はがきについては公職選挙法で公費負担とされている。

【選挙自動車使用料上限額】

(1)一般乗用旅客自動車運送業との運送契約(ハイヤー等)　64,500円/日

(2)一般輸送契約以外の契約の場合、それぞれに定める金額（各項目の合計額）
- ア 自動車借り入れ契約　15,300円/日
- イ 選挙運動用自動車の燃料供給契約　7,350円/日
- ウ 選挙運動用自動車の運転手雇用契約　12,500円/日

【選挙運動用ポスター作成費上限額】

(510.48円×ポスター掲示場数＋30万1,875円) / ポスター掲示場数 ×作成枚数　（≒40万円/人）

＊公営ポスター掲示場は条例により194カ所。

＊いずれの場合も**供託物**(市長100万円、市議30万円)**が市に帰属することとならない場合に限る。**

基礎となる金額の算定根拠は「公職選挙法に示されている額」(行政委員会事務局長答弁)であり、自治体としての裁量は無かった。

上記の規定に基づき、一般会計暫定予算では市長選について候補者1人につき最高78万8千円、4人分の交付金が計上されている。4月に予定されている市議選になると多額の自主財源が必要では。

公職選挙法では公費負担の義務を課しているのではない。「立候補しやすい環境を作るため」との趣旨は理解するが、財政力に見合った額とすべきではないか。この件については別の議員からも意見があった。立候補者にはありがたいことなのだろうが。

●コミュニティセンター管理運営は、当分、各地区毎に現行通り。

（下野市コミュニティセンター条例）

コミュニティセンターは全市で14館。

旧南河内町と旧石橋町は管理運営を各地区のコミュニティ推進協議会に委託していたが、旧国分寺町は町が直接管理。「当分の間、従前の例による」として、設置条例は一貫性のない内容。国分寺地区の6館については使用料規定もある。

指定管理者制度完全施行により、近く市直営か、指定管理者かを選択せねばならない。コミュニティ活動の拠点となるべき施設だが、規模が大きく利用度が高いと負担金を拠出しても住民の自主管理では手に負えないのでは。専ら施設管理を担う住民組織ができるとよいと思う。指定管理者制度にも課題があり研究が必要だが、指定管理者とは議決対象となり得る"契約"ではなく"協定"を結ぶそうだ。

《下野市コミュニティセンター》

名　称	位　置
南河内に良川コミュニティセンター	仁良川1,468
南河内グリーンタウンコミュニティセンター	緑3-5-4
石橋コミュニティセンター 1～4号館	石橋地内4か所
石北コミュニティセンター 1～2号館	上古山地内2か所
国分寺東方台地コミュニティセンター	駅東7-4
国分寺中央コミュニティセンター	小金井五丁目22-1
国分寺姿西部考古台地コミュニティセンター	国分寺1599-2
国分寺医大前コミュニティセンター	医大前4-10
国分寺鳥ケ森コミュニティセンター	鳥ケ森1-12-70
国分寺コミュニティセンター東方館	柴463-1

●非常勤特別職として福祉委員設置、民生·児童委員、主任児童委員に委嘱

目的を「社会福祉事業の健全な発達と明るく豊かな市民生活を形成するため」(条例第 1 条)として福祉委員を委嘱する。

委員は民生委員、児童委員·主任児童委員に委嘱(第2条)、定数は 102 人以内(第4条)、しかしこのための新たな職務は発生しないとのこと。

《報酬》(非常勤特別職報酬条例で規定)

福祉委員(会長)	年額 158,000 円
福祉委員	年額 125,000 円

《民生委員法》:抜粋

第 1 条 民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱する。

第 10 条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は 3 年とする。

第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は都道府県がこれを負担する。

第 28 条 国庫は第 26 条の規定により都道府県が負担した費用の･･･一部について補助できる。

民生委員の職務は法第 14 条に「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」はじめ 5 項目が規定されている。事務費などは支給されるもののボランティアが原則で非常勤特別職の位置づけだ。そのためか、旧南河内町では民生事務調査審議会委員として、国分寺では社会福祉委員、石橋では福祉委員として委嘱し、報酬を支給していた。(旧南河内の報酬額は年額会長:9 万円、副会長:8 万円、委員:7.5 万円) 「社会奉仕の精神」での活動は各人様々。「そこまでしなければいけないの?」と感じていたが、ボランティア団体に所属しての活動も職責を全うするためなのかも知れない。

職務第 4:「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」

●福祉作業所も当面は南河内·石橋の2か所で。

(下野市障害者福祉作業所条例)

3 町合併や今年 4 月からの障害者自立支援法施行により福祉作業所の存続が危ぶまれていたが、当面は現在地で運営継続する。法の経過措置5年の間に今後を検討することになった。

現在の作業所は障害者自立支援法に規定する授産施設には該当しない。

下野市なのはな作業所	緑 3-5-3(児童館内)
下野市すみれ作業所	花の木 2-4-12

●情報公開条例は旧南河内町の例に基づき制定?

「市の保有する**公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされる**ようにし･･･、公正で民主的な市政の推進に資する」ことを目的とする。

実施機関:市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会

公文書:職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画·電磁的記録で、決裁·供覧その他これらに準ずる手続きが完了し、実施機関が管理しているもの

公開を請求できる人:何人も

適用:合併後に作成した公文書。旧 3 町から継承された情報も公開に応ずるよう努める。

＊閲覧は国分寺庁舎で。

下野市条例は「公文書公開条例」というべきではないか。旧南河内町条例では「情報」をより幅広くとらえ、決裁·供覧などの手続きに拘わらず、保有している情報すべて、例えば職員のメモ書きも原則公開の対象であり、「先進的な内容」と自負できた点の 1 つだった。南河内の例に倣ったとは聞いていたが、条文を読み比べてみると「住民主体」の姿勢が希薄になった印象だ。改善を求めたい。

勿論、公開請求がなくても積極的に情報提供して説明責任を果たして欲しい。住民との協働は「情報の共有」が第 1 歩なのだから。

●議会の議決に付すべき契約、財産取得·処分などの予定価格を規定

"市" になったため額引き上げ:地方自治法に基づく

①工事·製造の請負契約

1 億 5000 万円以上 (町:5000 万円以上)

②不動産·動産の買入れ、売払い

(土地は 5000 m^2 以上の場合)

2000 万円以上 (町:700 万円以上)

地方自治法第 96 条には議決事件として「政令で定める基準に従い条例で定める」契約や財産取得·処分とあり、政令には「基準を下回らない額」と最低額が示されている。自治体規模が大きくなると、監視の目が遠のいても当然、なのか。独自に決められず "自治体" と言えるのか?

■ H17 年度下野市一般会計暫定予算は 72 億 6979 万円（3 月末まで）

特別会計･企業会計は 8 会計

暫定予算は旧 3 町 17 年度予算の執行残、未収分などを合わせたもの。説明書には旧町分が区分けして記載されている。新市長が決まった後、3 月に本予算を審議、成立後失効する。

《各会計暫定予算額》

一般会計			72 億 6979 万円
特別会計		国民健康保険	14 億 9288 万円
		老人保健	14 億 1235 万円
		介護保険	7 億 0123 万円
		公共下水道事業	9 億 4110 万円
		農業集落排水事業	1 億 9298 万円
		下古山土地区画整理事業	1 億 0408 万円
		石橋駅周辺土地区画整理事業	505 万円
公営企業	水道事業	収益的収入	2 億 0267 万円
		収益的支出	2 億 2561 万円
		資本的収入	2 億 7820 万円
		資本的支出	1 億 1301 万円

＊仁良川地区土地区画整理事業費は一般会計に含まれている。第 2 工区は合併後に着工するので合併特例債の対象とする。

《仁良川地区区画整理事業》

計画面積 全体 91.4ha、総事業費 167 億円
第 1 工区:40ha、仮換地指定 72 %
第 2 工区:17 年 12 月一部仮換地指定

【各会計債務残高】

一般会計	188 億 6000 万円	約 378 億円
〃 債務負担	20 億円	
下水道事業	89 億 2400 万円	
農集排水事業	43 億 0700 万円	
水道事業	34 億 0800 万円	

基金残高は水道会計を除いて 50 億円にも満たないのでは･･･。

● 1 月 9 日までの全体の予算執行率は歳入 80 %、歳出 70 %。
●福祉事務所は石橋に設置し、正職員ケースワーカー 4 名配置。市全域の生活保護受給者は 163 人（118 世帯）、3 月末までの扶助費 8643 万円。
●農業集落排水事業の新たな整備計画はない。
●合併特例債は下野市建設計画に盛り込んだ事業を対象とし、120 億円（10 年間）に留める。新規事業が対象（継続事業は対象外）。
●水道事業会計の各種積立金は 8 億 4700 万円、過年度分損益留保資金は 3 億 6200 万円。

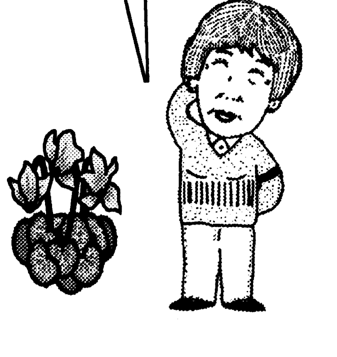


開議直前に議会事務局長に人事案に関して動議提出の意向を伝えた。就任間もなく緊張していたでしょうに、きちんと対処された。「成立」如何は曖昧だったが嬉しく感じだ。

【行動記録】太字:議員としての公的活動

1月 10 日･開庁式（南河内庁舎）
14･政治参画センター「男女共同参画基本計画の視点」古橋源六郎氏（東京）
15･農産物直売所「旬菜屋」会議
17･講座「世直し可能か－日本の経済･財政」金子勝教授（東京）
18･議会全員協議会
21･議会報告会
22･ボランティア連絡協議会役員会
･下野九条の会（準備会）
23･子育てサロンぴよぴよボランティア
24 ～ 27･下野市議会臨時会
25･旧 3 町ボランティア組織統合準備会
27･福祉団体統合準備会（社協）
28･都市問題公開講座「自治体は自ら.リストラできるか」（東京）
･開かれた市政を実現する会世話人会
29･GT コミュニティ推進協議会
31･給食ボランティア役員会
･文化協会役員会
2月 3 日･給食宅配ボランティア
4･蛍の会清掃作業
4 ～ 5･自治体議員行財政研究会「18 年度予算内かん」菅原敏夫氏（東京）
6･村尾応援する会世話人会（市議選出馬承認、応援決定）
6 ～ 16･市議会報告書 No1 編集
8･栃木県文化振興（佐野市）
7 ～ 13･応援する会リーフレット編集
11･自治会班会
･在宅ケア･ネットワークとちぎ（自治医大）
15･村尾応援する会世話人会

「専決処分（既に決まったこと）の報告なのだから、そして窓口で聞けば分かることは質疑を控えたら･･･」と同僚議員の意見。でもね～、必要最小限とはいえ 164 もの条例は、繁忙な合併準備事務の中で作られ、よく読むとおかしなところもあるよ。改善に向けて課題を明らかにするのは必要なことではないの？ 発言者は少なかったですけどね。



村尾光子はこの2年間に以下のことを提案しました・・・(町議7期目)

	提案内容	成果
住民自治のまちづくり支援	●自治会役員への報酬・手当を振興費と一体化、交付額の公表	→班長事務費は振興費へ、保健委員は廃止公表すると答えたが未実施
	●住民活動支援策の具体化	→(仮称)総合保健福祉センターに市民活動支援センター設置予定
	●住民自治推進策としてコミュニティ形成推進、ミニ市民公募債、公募委員募集計画の公表、学識専門委員委嘱	→まちづくり委員会の意見を聞いて検討する
	●下水道組合庁舎の地域開放、合併後は地区公民館に	→合併後、暫定的に一部地域開放
	●コミュニティセンターの駐車場改善	→駐車台数増、入り口を2カ所に
	●コミュニティセンター管理のあり方見直し	→現行通り、合併後指定管理者制度も検討
	●自主防災・助け合い組織の形成推進を	→意識高揚と婦人防火クラブの活性化を図る
	●グリーンタウン、仁良川地区に住居表示を	→仁良川地区は今後検討する
行財政改革	●新人事評価制度の改善(評価と勤勉手当、課所管重点目標と能力開発との連動)	→施行時の評価項目改善、評価に基づいた勤勉手当を支給(17年12月)
	●行政改革成果を公表	→すると答えたが実施していない
	●入札制度改革、電子・郵便入札、条件付き一般競争入札の導入	→郵便入札実施
	●議員・職員の期末手当役職加算廃止を	→しない
	●職員昇任には昇任試験導入を	→合併後に検討
	●ふれあい館利用者増に向けての改善策	→合併時に料金体系の見直し、替わり湯
	●指定管理者制度への対応	→合併後検討する
環境問題	●自然エネルギー活用、太陽光発電・生ごみバイオガス発電システムの導入	→(仮称)総合保健福祉センターに太陽光発電・蓄熱空調システム導入予定
	●環境アドバイザーの養成	→養成する
	●使い捨て容器の使用自粛	→白鳳ふれあい祭等でエコトレー利用
	●二酸化炭素排出削減状況と目標値の見直し	→目標値を下方修正
	●財政計画を伴った環境基本計画を	→新市に引き継ぐ
保健・福祉	●寝たきり予防健診実施を	→各年齢層に合わせた健診を検討
	●介護予防講座の充実	→17年度より在宅介護支援センターで実施
	●ふれあいサロンを小学校区毎に	→まずはﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟをNPOに
	●公共施設に自動体外式除細動器設置を	→中学校2校、体育センター、ふれあい館に
	●健康づくり計画の早期策定	→実態調査済、新市で策定、2町が実態調査
	●父子家庭児童育成支援事業の周知徹底と合併後の継続	→下野市条例を制定
	●ふれあい号を毎日運行に拡充を	→合併後の調整の中で検討する
	●終末期医療支援体制の整備を	→情報収集に努め情報提供する
	●福祉作業所受託作業の拡大努力を	→町もイベント記念品を発注
農業	●環境保全型農業の推進、エコ資材利用への助成	→農薬空散廃止、減農薬栽培助成
	●農産物加工センターの利用者拡大を	→利用希望者と協議する
子育て支援・教育	●子育て支援センター早期設置	→あおば保育園に委託、「ゆりかご」開設
	●ブックスタートの実施	→合併後実施
	●青少年の居場所づくりを	→合併後の余剰施設活用など検討する
	●学校給食自校調理方式の堅持	→町内はできるだけ堅持
	●児童館学童保育の拡充	→合併後の状況を見て検討
	●常勤スクールカウンセラーの配置	→県に要望する
	●特別支援教育体制の整備	→移行期なので指導者を養成している
	●社会教育関係団体の定義と補助要綱の明確化	→社会教育関係団体登録要項を作成

〔改めてまとめてみると、さらに行政への働きかけが必要な項目が多々あることが分かります。もうひと頑張りしよう！と決意しました。〕